

で意思決定をしていくに当たって衆議院の動きというものを常に意識して決定をしていくというの、これもまた当然のことになるわけですね。

その中で、じゃ、衆議院と参議院どう違うかといったときに、先ほどお話ししましたように、政権に対してその賛否をということ、これはもう衆議院の方が圧倒的にその特色を持つていて、ということだかと思えます。ですから、そういった意味で、政権に対する賛否の議論というのは衆議院が尽くせばいいわけですね。これは、そういうことをどんどん尽くしていただくというの、もやっぱ衆議院の特色なんだろうというように思っています。

それとは違って、参議院は、じゃ、どういう形で、その政権の賛否ということ以外に国政の決定ということとどういう役割を果たしていくべきかといったときに、やはりそれはその政権の賛否というよりは、そこにある政策自体の議論をするということに意味があるんじゃないかと。それを堂々として、国権の最高機関としての国会あるいは立法機関としての国会の役割としてそれを生かしていく、あるいは行政監視、行政監督、行政統制権の中でそれを生かしていく、それこそが参議院の特色じゃないか、そういうふうな思っている特色という言葉を使わせていただいたわけです。

○仁比聡平君 よく考えたいと思います。
荒井参考人が、先ほど御説明は割愛をされたんですけど、いわゆる政治的美称説の再検討が必要というふうなテーマを掲げておられて、私が申し上げた問題意識とかみ合うかどうかはちょっと分からないんですが、憲法の最高機関性をどう考えるべきなのかという点についてお尋ねしたいと思えます。

○参考人(荒井達夫君) 政治的美称説という言葉自体が私はとても嫌いです、美称だなんていう。これはどの学者の方が言われたのかはつきりしてないみたいなんです、こんなことを言ったがために国権の最高機関というものがどんどん意識されなくなっちゃったんじゃないか。法的な

意味合いはないという意味ではそうかもしれないが、その政治的な意味合いって物すごく重要なこと、そのことをすごく強烈に主張すべきだったと思う。

そして、今大事なのは、法を誠実に執行するという意味で国権の最高機関というのが大事になっているんじゃないか。それは、法というのは、法律を誠実に執行する、これは憲法に書いています、それが以前に憲法を誠実に執行するということではないかというふうには私は思っています。そういう意味で、政治的美称説というのを見直すべきではないかと。行政監視を通じて得た経験であります。

○仁比聡平君 法とは、王様や独裁者が国民を支配するための道具ではない、個人の尊厳を始めとして憲法の原則を貫いていくこと、それが法として立法機関、最高機関としての国会の役割だと私は思っています。

続けて、荒井参考人に、これも私の問題意識とかみ合うかどうかは冒険なのですが、三番目に挙げられた参議院の憲法保障機能と議会拒否権制度の研究という点で、委任政令の統制の在り方が問題である。特に災害対策基本法、特定秘密保護法というふうな挙げておられますが、どんな問題意識でしょうか。

○参考人(荒井達夫君) これは先ほどちょっとお話ししました。私は非常事態と憲法という資料を作ったんですけど、そのときに感じたのは、現行法が執行されてない、全然執行されてないというのは変だな、東日本大震災でも執行されていなかったのは何でなんだろうと。やっぱ使い勝手が悪いというところがあったんじゃないかと思っていたら、そういうことを言っている政府部内の人たちが確かにいました。

ただ、それを一生懸命やっていくと、どんどん強い内閣ばかりになっていっちゃう。強い内閣、強い内閣になっていく。だけど、強い内閣には強い国会が対応しなければなりません。権力分立という意味では、それじゃないと民主国家は成り立

ちません。そのことをきっちり考えなきゃいけないというのが、議会拒否権制度を研究しなきゃいけないということですね。その場合に、内容としては委任政令の統制というのが非常に重要になってくるだろうと。災害対策基本法もそうだし、ほかの非常事態の規定ももちろんそうなるかと思えます。

それから、非常事態に対応するためには、通常時から強い国会であらねばならぬと私は思います。そのところの研究が必要だと思います。そうでなければ人権保障というのが物すごくおろそかになる。

特に、経済的な自由というのは積極的に制限する必要というのはあるかもしれませんが、災害のときには、道路を閉鎖したり、自動車を排除したり、場合によっては家を壊してもらって協力してもらったかということもあるかもしれません。でも、精神的自由、報道の自由とかというのは、これは絶対にやっちゃいけないんじゃないかというのが私の思いです。それをやっちゃったら民主主義国家というのは終わってしまうんじゃないかというふうな危機感すら感じます。そのためにこの議会拒否権というのは検討されるべきではないかと思えます。

○仁比聡平君 もう少しお尋ねしたいところですが、時間が参ったようなんです。私、今のようなお話を踏まえても、やはり非常事態法制について憲法を明文改憲する必要は全くないというふうな考えます。

以上です。
○会長(柳本卓治君) 松田公太君。

○松田公太君 維新・元気会の松田公太です。浅野先生、荒井先生、本日は大変参考になるお話をありがとうございました。

憲法審査会では、御案内のとおり、今国会、二院制がテーマになっているんですね。日本を元気にする会では、参議院の独自性、これを大変重視しております。例えば結成以来、党議拘束を掛けないなどの方針を今まで取ってきたわけです。

私が以前所属しておりましたあの政党、残念ながら今はなくなっちゃったんですけども、この左端から実は五人がこの政党に所属していたわけなんです、地域主権型道州制、これを是非導入したいということであつたり、また効率的な政府を実現するために首相公選制、また一院制、こういうことをずっと提言してきたわけです。

私は、今その可能性を追求するべきだと考えております。その議論は積極的に行っているわけではないと思っておりますが、ただ、例えば一院制、これを実現しようとするのであれば憲法の改正が必要となるわけですし、そう簡単には実現できないだろうということも踏まえて考えると、それまで二院制を継続するというのであれば、やはり参議院としての独自性、これをしっかりと見出して実現して、衆議院の今ある意味カーボンコピーというふうな言われてしまっているわけなんです、そのような状態から脱したいじゃないというふうな考えがある次第でございます。

私は真剣に、政局の府、数の府である衆議院に対して、参議院は再考の府、良識の府として機能しなくてはならないというふうに考えております。衆議院では数の力によって可決された法案、こういったものを再度しっかりと審議しまして、食い止めたり、時によっては修正を実現することによって、より良いものにしていくというのが参議院の役割だというふうに考えております。

しかし、今は残念ながらその役割が果たされていないような状況でして、衆議院で通ったものがそのまま同じ形で参議院でも通ってしまうという状況が続いているわけですね。

その状況を打破するためには、やはり私は、参議院におきましては、この党議拘束、これを撤廃すべきだというふうに考えております。良識を持って、国民目線に立つて、そして少数派の意見もしっかりと熟考した上で、議員一人一人が自分の意思、裁量、責任で判断するということが、党議拘束の下ではできないというふうに考えているんです。

私が以前所属しておりましたあの政党、残念ながら今はなくなっちゃったんですけども、この左端から実は五人がこの政党に所属していたわけなんです、地域主権型道州制、これを是非導入したいということであつたり、また効率的な政府を実現するために首相公選制、また一院制、こういうことをずっと提言してきたわけです。